

204回 教育研究評議会要録

日時	令和4年2月16日(水) 13時00分～15時48分
場所	遠隔会議：Z棟R01室、各研究室等
出席者	今岡学長、藤原理事、小路田理事、小川理事、野村理事、平井理事、河本副学長、黒子副学長、高須副学長、安田副学長、遊佐副学長、中山文学部長、山内理学部長、中山生活環境学部長、渡邊人間文化総合科学研究科長、藤田工学部設置準備室会議議長、石崎評議員、鈴木広光評議員、酒井評議員、柳沢評議員、鈴木則子評議員、高田評議員、柳澤評議員、久保評議員
欠席者	才脇副学長
列席者	三野監事、福田監事、岩阪事務局次長／総務・企画課長、桑原国際課長、川村研究協力課長、林財務課長、岩田施設企画課長、鱈学務課長、西村学生生活課長、早川入試課長、横井学術情報課長

議事に先立ち、前回の記録を確認。

I 審議事項

1. 学内諸規程等の制定等について

(1) 奈良女子大学研究院規程の一部改正について

総務・企画課長から、資料1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(2) 奈良国立大学機構事務組織規程の制定について

総務・企画課長から、資料2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

酒井評議員から、「(奈良教育大学〇〇課の所掌するものを除く)」と記載していることについて理由について質問があり、総務・企画課長から、例えば、中期目標・中期計画といった最終的には法人で検討する内容についても、奈良教育大学で取りまとめる段階は、奈良教育大学の担当課で所掌する事項もあるため、このような記載としている旨の回答があった。この回答に対して、理学部長から、奈良女子大学での検討は法人で行われることとなり、奈良教育大学が所掌する内容と異なってくるとの意見があり、学長から、機構事務部が奈良女子大学の事務所掌も兼ねている部分もあるため、このような記載となる旨の回答があった。また、高田評議員から、例えば奈良教育大学の人事は完全に独立した形で行われるのかとの質問があり、総務・企画課長から、両大学の人事も法人で行っていくことが原則であり、発令行為は理事長の下で行われることとなる、一方、奈良教育大学長の下で判断が必要な部分もあるため、本規程ではこのような記載としている旨の回答があった。この回答に対して、高田評議員及び久保評議員から、奈良教育大学の所掌するものだけを除くという書き方に違和感があり、再考する必要がある旨の意見があった。

(3) 奈良女子大学組織運営規程について(修正案)

総務・企画課長から、資料3により説明があり、高田評議員から、本規程第35条「本学において「部局」とは、・・・第4章に規定する教育研究組織」の記載について、学科や講座も含まれることとなるため、「教育研究組織の各学部・研究科」とすべきではとの意見が、また、附属学校について、附属学校部は部局に含まれないのかとの質問があり、学長から、確認した上で役員会へ付議する旨の発言があった。

高田評議員から、附属図書館は、規程上括弧書きで記載するべきではないとの意見があった。

酒井評議員から、STEAMの説明が規程上で必要ではとの意見があり、学長から、一般に定着した言葉であると理解している旨の回答があった。

(4) 奈良女子大学教育研究評議会規程の一部改正について

総務・企画課長から、資料4により説明があり、審議の結果、以下の意見に対して検討を行った上で役員会へ付議することとした。

高田評議員から、本規程8条「教育研究評議会の議事運営上必要な事項は、学長が定める」の記載について、他大学では「教育研究評議会の議を経て学長が定める」や「教育研究評議会が定める」としており、これを改めるべきとの意見があり、学長から、「学長が定める」の文言は、学長が会議を主宰する立場である以上必要であり、「教育研究評議会の議を経て」の文言は追記してもよいかと考える旨の発言があった。

高田評議員から、本規程第2条第十号「…学長が指名した教授」の記載について、複数の候補者から学長が選ぶ場合は指名が良いが、第十号は「任命」とすべきとの意見があり、総務・企画課長から、関係する法令を確認の上で検討する旨の発言があった。この発言に対して、高田評議員から、本件は重要な事項であるため、変更する場合は議事としてあげていただきたいとの意見があった。また、小路田理事から、高田評議員に対して、指名と任命の定義を示していただきたいとの発言があり、高田評議員から、後日、レポートを提出する旨の発言があった。

(5) 奈良女子大学部局長会議規程の一部改正について

総務・企画課長から、資料5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(6) 法人統合に伴う奈良女子大学附属教育研究施設等の長の任命者の変更に係る関係規程等を一部改正する規程の制定について

総務・企画課長から、資料6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

酒井評議員から、学術情報センター（附属図書館）長選任規程の附則「当分の間、副学長をもって充てる」としていることの意味について質問があり、学長から、当分の間は充て職として、副学長が図書館長を兼ねることとなる旨の回答があった。

酒井評議員から、学長が選考する範囲を記載しているものとしていないものがあり、これを統一した方が良いのではとの意見があり、学長から、各規程を確認の上、範囲に支障がないようであればこのままとする旨の発言があった。

(7) 国立大学法人奈良女子大学における委員会委員等の選出に関する特例を定める規程の制定について

総務・企画課長から、資料7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(8) 奈良国立大学機構奈良カレッジズ連携推進センター規程の制定について

藤原理事から、資料8により説明があり、酒井評議員から、本規程第1条「(以下「奈良カレッジズ」という。)」の記載場所について意見があり、審議の結果、これを検討することとした上で、役員会へ付議することとした。

鈴木広光評議員から、知財管理は本センターで行わないのかとの質問があり、藤原理事から、将来的には、本センターの組織に知財関係の構成員を配置した上で管理出来ればと考えているが、当面の間は奈良女子大学は研究協力課で担当する旨の回答があった。

(9) 奈良国立大学機構奈良カレッジズ連携推進センター運営委員会規程の制定について

藤原理事から、資料9により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(10) 奈良国立大学機構監査室規程の制定について

監査戦略室長から、資料10により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議す

ることとした。

(1 1) 奈良国立大学機構内部監査規程の制定について

監査戦略室長から、資料1 1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(1 2) 国立大学法人奈良国立大学機構監事監査規程の制定について

監査戦略室長から、資料1 2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(1 3) 奈良国立大学機構監事監査実施細則の制定について

監査戦略室長から、資料1 3によりにより説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(1 4) 奈良国立大学機構公益通報者保護規程の制定について

監査戦略室長から、資料1 4によりにより説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

酒井評議員から、本規程の公益通報については、資金管理に関することを対象としており、研究不正については対象外となるのかとの質問があり、監査戦略室長から、研究不正については別に窓口を設けているが、本規程の公益通報は、研究に限らず様々な法令に対することを対象となる旨の回答があった。

酒井評議員から、研究不正に関する通報については、本規程の公益通報者の保護ほど明確な記載がないが、同様の保護がされるのかとの質問があり、監査戦略室長から、本規程の通報者の保護については、明確に記載することが法令で定められており、研究不正に関する通報についても、当然、通報者の保護は行われる旨の回答があった。

(1 5) 奈良国立大学機構利益相反マネジメントポリシー及び利益相反マネジメント規程の制定について

研究協力課長から、資料1 5-1～1 5-3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(1 6) 奈良女子大学共同研究取扱規程の一部改正について

研究協力課長から、資料1 6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(1 7) 奈良女子大学研究企画室設置要項の一部改正について

研究協力課長から、資料1 7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行することとした。

(1 8) 奈良女子大学科学研究費補助金取扱規程の一部改正について

研究協力課長から、資料1 8により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行することとした。

(1 9) 国立大学法人奈良女子大学内地研究員受入規程の一部改正について

研究協力課長から、資料1 9により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行することとした。

(2 0) 奈良女子大学社会連携センター規程の一部改正について

研究協力課長から、資料20により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(21) 奈良女子大学社会連携センター運営委員会規則の一部改正について

研究協力課長から、資料21により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(22) 奈良女子大学学則の一部改正について

財務課長から、資料22により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(23) 奈良国立大学機構環境安全管理センター（仮称）規程の制定について

施設企画課長から、資料23により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(24) 奈良国立大学機構環境安全管理センター（仮称）運営委員会規程の制定について

施設企画課長から、資料24により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(25) 奈良女子大学における化学物質等の管理に関する規程の一部改正について

施設企画課長から、資料25により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

2. DMG森精機株式会社とのネーミングライツ契約について

藤原理事から、資料26により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

3. クロスアポイントメント制度に関する協定の締結について

河本副学長から、資料27-1～27-4により、審議の結果、一部文言を修正の上で、役員会へ付議することとした。

4. 地域志向科目について

小川理事から、資料28により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

文学部長から、地域志向科目の要件について、設置審には記載されていないのかとの質問があり、学長から、確認する旨の回答があった。

5. その他

なし

II 報告事項

1. 第292回及び第293回役員会について

学長から、資料29により報告があった。

2. 奈良教育大学との連携協議について

学長から、資料30により、奈良教育大学との連携協議の進捗について報告があった。

3. 高年次教養科目について

小川理事から、資料31により、部局長会議において高年次教養科目の必修化の廃止を検討していた

が、検討の結果、これを撤回することの報告があった。

柳澤評議員から、今後の高年次教養科目の実施について、オンデマンドの活用等の検討が必要である旨の意見があった。

酒井評議員から、教育計画室と執行部のすり合わせがあまりされておらず、意思決定の方法について必要な修正を行っていただきたいとの意見があった。

4. 奈良女子大学における連携開設科目の取扱規程（案）について

学務課長から、資料3 2により、前回の教育研究評議会での意見を踏まえた修正点について、報告があった。

5. 研究インテグリティの確保に係る対応方針について

研究協力課長から、資料3 3により報告があった。

6. 令和4年度国立大学関係予算案の概要について

財務課長から、資料3 4により報告があった。

7. 令和4年度運営費交付金伝達額について

財務課長から、資料3 5により周知があった。

8. 令和4年度学内予算編成方針について

学長から、資料3 6により報告があった。

9. 令和4年度教育研究評議会等開催日程について

河本副学長から、資料3 7により報告があった。

10. 次期教育研究評議会評議員について

学長から、次期教育研究評議会評議員について、部局選出の評議員に関し、部局からの選出を受け、学長が以下のとおり指名するとの報告があった。また、工学部選出の評議員に関し、本日の資料7の規程が2月の役員会において承認された後に1名を選出することの依頼があった。

・次期文学部選出評議員：吉田 容子教授

11. 国大協通常総会について

学長から、資料3 8により報告があった。

12. 令和4年度奈良女子大学一般選拔出願状況について

小川理事から、資料3 9により報告があった。

13. 各室等からの報告について

なし

14. その他

なし

以 上